

豊橋市立羽根井小学校

いじめ防止基本方針

(最終改定)

令和8年4月1日

豊橋市立羽根井小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる場でなくてはならない。そのためには、教師が主体となり子どもが安心感をもてる「居場所づくり」と、子どもが主体となって互いを認め合う「絆づくり」をすすめていく学校づくりが重要である。本校は校訓として「よく学び、よく遊べ」を掲げている。学習規律を確立してわかる授業を展開し、さまざまな活動や人との関わりを通して互いに認め合い、成長を喜び合える子どもを育てていくことが、校訓を生かし、いじめを未然に防止することにつながると考える。

全教職員が、子どもの小さな変化やサインを見逃がさず、学校体制で教職員が共通理解のもと、組織的・計画的に指導・対応を進めていくことが必要であると考えている。また、学校だけでなく、保護者や地域と連携しながら取り組んでいくことも大切である。

2 組織について

(1) 名称

「羽根井小学校いじめ防止対策推進委員会」と称する。

(2) 委員会構成員

「生活サポート委員会」を拡大・継続し、スクールカウンセラーや医師・主任子ども委員を加え、関係職員が一人で抱え込むことがないように対応する。本委員会がいじめ防止の取り組みの検討をする際の中核を担う組織とする。必要に応じて、次のような構成とする。

ア 羽根井小学校いじめ防止対策推進委員会…年3回（6月、11月、2月）

校長、教頭、教務主任、校務主任、学校評議員

（必要に応じて、スクールカウンセラー、学校医、主任児童委員を加える）

6月…1年の方針

11月…中間報告、見直し・方向性

2月…1年間の分析・まとめ、評価・反省、来年度の方向

イ 校内いじめ防止対策推進委員会（11名）…常時

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任、養護教諭

学年主任（低・中・高で各1名）、生活サポート主任

いじめ・不登校などの個別の対応、緊急事態発生時の対応

3 いじめ防止対策について

(1) 組織の役割や機能

ア PDCA サイクル

・いじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクルで見直し、「取り組み評価アンケート」の実施や検証を行う。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・年度当初に「いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、教職員の共通理解と同一歩調のもと指導・対応にあたるようにする。

・いじめの早期発見・対応のためにマニュアルを策定し、それ徹底するためにチェックリストを作成・共有して、全職員で実施する。

- ・「羽根井小学校いじめ防止対策推進委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
 - ・現職研修などで「いじめ・不登校」などに関する研修を行うなど、教職員の力量向上に努める。
- ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・「学校いじめ防止基本方針」や「学校評価アンケート」の結果などを、学校新聞やホームページなどで知らせる。
- エ いじめ事案への対応
- ・正確な事実の把握に努め、いじめ解消に向けた指導・支援体制を組織し、対応にあたる。
 - ・状況に応じて、専門家などのサポート体制を整える。
 - ・問題が解決したと思われる場合でも、継続して子どもの様子を見守り、必要な支援を行う。
- オ 重大事態への対応
- ・重大事態が起きた場合には、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。
 - ・調査結果については、いじめられた子ども及び保護者に対して情報を適切に提供するとともに、教育委員会に報告する。

4 いじめ防止についての具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

- ア 子どもの「居場所づくり」と「絆づくり」を重視した学年・学級づくりをすすめる。
- イ 道徳教育や人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- ウ 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないよう継続的に指導する。
- エ 自己有用感や自己肯定感が得られるような活動の工夫・充実を図る。
- オ 教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 早期発見の取り組み

- ア 生活アンケート（毎月）や教育相談週間を定期的実施し、子どもが示す小さな変化やサインを見逃さないようにする。
- イ 教師と子どもの人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい雰囲気や環境をつくる。

(3) いじめに対する措置

- ア アンケート調査や個人面談の実施内容からいじめの発見をしたり、通報を受けたりした場合には、速やかに事実確認を行うとともに、組織的に対応する。
- イ 被害にあった子どもに対しては、守り通すことを伝え、不安を取り除き、子どもや保護者への支援を行う。また、加害者の子どもに対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、状況に応じては、スクールカウンセラーや関係機関・専門機関と連携しながら子どもの指導や支援にあたる。
- エ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして、記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

5 年間計画

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	会議・研修等	保護者・地域との連携
4月	○学年・学級開き ○一年生を迎える会 ○子どもへ基本方針の説明	○生活アンケート ○身体測定 ○子どもに窓口の周知	○基本方針の内容確認	○PTA総会などで基本方針の説明
5月	○運動会(全校競技・応援)	○生活アンケート ○QU検査	○いじめ防止基本方針等の学習会(全職員対象)	○運動会
6月	○情報モラルネット指導 ○豊橋・学校いのちの日(命の授業)	○生活アンケート ○教育相談週間	○羽根井小いじめ防止対策推進委員会	○学校運営協議会 ○学校公開日
7月		○生活アンケート		○個人懇談会 ○羽根井夏まつり
8月				
9月		○生活アンケート		
10月		○生活アンケート ○教育相談週間		
11月		○生活アンケート	○羽根井小いじめ防止対策委員会	○学校運営協議会
12月	○人権週間(講話) ○人権に関する授業	○生活アンケート	○「評価取り組みアンケート」の実施 ○学校評価アンケートの実施	○個人懇談会 ○学校評価アンケートへの項目の位置づけ、その実施と評価
1月		○身体測定 ○生活アンケート	○自己評価	○学習発表会
2月		○生活アンケート ○教育相談週間	○羽根井小いじめ防止対策委員会 ○本年度の分析・まとめ・見直し	○授業参観・懇談会 ○学校運営協議会
3月	○旅立ちのつどい	○生活アンケート		○学校新聞・ホームページ公開
通年	○校長講話(全校朝会) ○道徳教育の充実 ○道徳の授業の充実 ○なかよしタイム ○つながりタイム ○わかる授業づくり ○体験活動・出前講座の充実 ○人権関連作品への応募	○日常的な子どもの観察・教職員間での情報交換 ○生活サポート委員会 ○生活日記・作文 ○SCによる面談	○情報交換会 ○対応策の検討 ○現職研修(学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証)	○学年・学級だよりの発行 ○ホームページ更新 ○PTA執行委員会 ○土曜ひろば(○ふれあい広場)

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力